

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律（抄）

附 則

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

別表第十一号中「特定漁港施設運営高度化推進事業」を「削除」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十一条第一項の規定により同項に規定する特定漁港施設の貸付けを受けている事業者は、第一条の規定による改正後の漁港漁場整備法第三十七条の二第二項の規定により漁港管理者の認定を受けた者とみなす。